

国保だより

◎ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、同じ有効成分を含み、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された新薬より安価な薬です。ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすとともに、医療費節約で医療保険制度の安定につながります。

※ジェネリック医薬品を利用するときは、医師や薬剤師にその旨を伝え、説明をよく聞きましょう。

◎お薬手帳を有効に活用しましょう

お薬手帳は、使用しているお薬の名前や使い方などに関する情報を、過去のアレルギーや副作用の経験の有無とあわせて、経時的に記録するものです。

現在使用中のお薬はもちろん、過去に使用されたお薬の情報が記録されているので、いつでもお薬に関する情報を容易に確認することができます。

診察や調剤を受ける際に、医師や薬剤師にお薬手帳を提示していただくことで、お薬の重複や飲み合わせのチェック、アレルギー歴や副作用歴の確認などが可能となるので、より安心してお薬を使用していただくことができます。

また万が一の場合でもお薬手帳を持っていることで、服用中のお薬、かかりつけの病院や薬局が分かるため、持病等があり薬を服用している人は携帯しておくとう安心です。

お薬手帳を1冊にまとめ、有効活用しましょう。

マイナポータルにおいて特定健診情報や薬剤情報、医療費を確認できます。



◎産前産後期間の保険税減額について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険に加入している被保険者で、出産される人の出産前後の一定期間相当分の保険税を減額します。

対象者 国民健康保険被保険者で、出産の日が令和5年11月1日以降の人

減額対象の保険税 出産される人の産前産後期間の所得割額および均等割額

減額期間 出産（予定）日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属する月の3カ月前から6カ月間）を対象に、国民健康保険税を減額します。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産(予定)日	1カ月後	2カ月後
単胎妊娠の人						
多胎妊娠の人						

持参するもの

- ①被保険者証
- ②世帯主および出産する(された)被保険者の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ③本人確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ④出産（予定）日、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳）

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

あなたも提供会員をやってみませんか？

おおのファミリー・サポート・センターでは、地域の子育てに協力していただける人（提供会員）を随時募集しています。

『提供会員』とは、子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）からの依頼を受け、お手伝いをしていただく人です。空いている時間に子育てのお手伝いをしていませんか？

提供会員の条件は、町内または近郊に居住している心身ともに健康で援助活動に熱意と理解がある満20歳以上の人です。

『利用会員』も随時募集しています。

◎利用出来る人

・町内に住民登録のある6カ月～小学校6年生以下

- ・のお子さんをお持ちの人
- ・利用には登録が必要です。
- ・登録料は無料です。

◎ファミサポ利用について

利用時間・料金

活動日	活動時間	料金
平日(月～金)	午前7時～午後9時	700円
土・日・祝日	//	800円

※12/29～1/3は土・日・祝日料金となります。

※詳しい内容は次まで問合せしてください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター ☎ 34-1010